

「特許研究」の紹介

(独) 工業所有権情報・研修館 特許研究室

1. (独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT) について

独立行政法人工業所有権情報・研修館 (National Center for Industrial Property Information and Training : INPIT (インピット)) (以下、「INPIT」という) は、「発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ること」を目的として、2001 (平成 13) 年 4 月に設立されました⁽¹⁾。

遡ると、1887 (明治 20) 年に特許局官制が施行されて農商務省特許局庶務部内に図書館が設置され、図書等の保管・閲覧を開始したことが、INPIT の組織的な始まりです。その後、役割は拡大し、「工業所有権の保護に関するパリ条約」で設置が義務づけられた公報等の閲覧のための「中央資料館」としての機能を持つとともに、「総合資料 DB」(紙公報電子化) 閲覧サービスや電子公報 (特実 CD-ROM 公開公報) の利用等を開始しました。1997 (平成 9) 年には「工業所有権総合情報館」となり、工業所有権⁽²⁾ 相談業務や情報流通業務を開始しました。

こうして 1887 (明治 20) 年～2001 (平成 13) 年 3 月までは特許庁内の組織として各種情報提供業務等を担ってきましたが、2001 (平成 13) 年 4 月に上記目的の下、「独立行政法人工業所有権総合情報館」として新たなスタートを切りました。さらに 2004 (平成 16) 年 10 月には、現在の「独立行政法人工業所有権情報・研修館」に改称し、新たに情報提供業務等を開始し、特許庁の特許電子図書館 (IPDL) の業務を引き継ぎ、公報等の工業所有権情報のインターネットを通じた普及を図る業務を拡充しました。同時に、人材育成業務等も新たに加え、特許庁職員や中小企業等の人材を対象とする研修も開始しました。

現在は、以下の三つを事業の柱として、様々な支援に取り組んでいます。

① 産業財産権情報の提供

⇒特許電子図書館 (IPDL) を刷新した特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) や画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) 等の情報提供サービス等

② 知的財産の権利取得・戦略的活用支援

⇒知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口、IP ランドスケープ支援、産学連携スタートアップアドバイザーなどの中小企業・スタートアップ・大学等への知財支援等

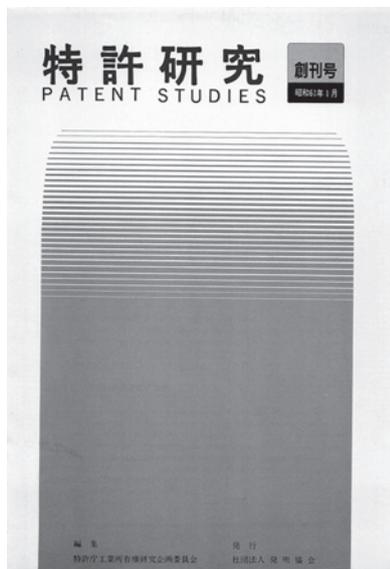
③ 知的財産関連人材の育成

⇒特許庁職員やその他知財人材育成のための研修、e ラーニング教材「IP ePlat」の提供、ケーススタディ教材の開発・普及、パテントコンテスト/デザインパテントコンテスト、知財力開発校支援事業等

産業財産権制度普及誌である「特許研究」の発行は、第三の柱である知的財産関連人材の育成のための事業の一つとして位置づけられています。

2. 「特許研究」の発行経緯と変遷

「専売特許条例」が1885（明治18）年4月18日に公布され、1985（昭和60）年に工業所有権制度百周年を迎えました。1985年当時、我が国の工業所有権制度が抱えている問題として、新保護領域の問題、関連法制との整合性の確保、国際的な実体規定の統一、大量出願・大量権利の発生への対応などが指摘されていました。これらの解決のためには、工業所有権制度を基本的骨格から再検討し、かつ、各国の法制、判例等を系統的、比較法学的に研究することが不可欠だと考えられました。工業所有権研究をより一層充実させる必要性については従来議論され、特許庁内で合意がなされていたものの、我が国の工業所有権研究は依然として活発に行われているとは言いがたい状況にありました。その主たる要因として、工業所有権研究を組織的に行うための人材の不足、研究インフラの未整備等、研究基盤が整備されていないことにあると考えられ、特許庁が主導して早急に基礎研究の基盤を整備する必要がありました⁽³⁾。そこで百周年記念事業として、記念文庫が作られ、数年計画で国内外の様々な資料が収集されました。さらに、工業所有権研究の基盤を強化し、工業所有権研究の拡大、強化を図る目的で、工業所有権研究企画委員会、工業所有権研修所研究室、工業所有権参考資料センターが設置されました⁽⁴⁾。そして工業所有権の基礎研究の活性化を図る諸施策が開始され、その一つとして、1986（昭和61）年1月、特許庁工業所有権研究企画委員会が編集した「特許研究」第1号（創刊号）が刊行されました⁽⁵⁾。



その後、第31号（2001年3月）までは「特許庁工業所有権研究企画委員会」が、第32号～第38号（2004年9月）までは「特許庁工業所有権研修所研究室」が編集を行っていましたが、2004年10月に同研究室が（独）工業所有権情報・研修館の「特許研究室」へと改組されて本誌の企画・編集を行うようになり、現在に至っています。

3. 「特許研究」発行の目的

本誌創刊にあたって、宇賀道郎特許庁長官（当時）の巻頭言が掲載されていますが、その中で次のように述べられています。

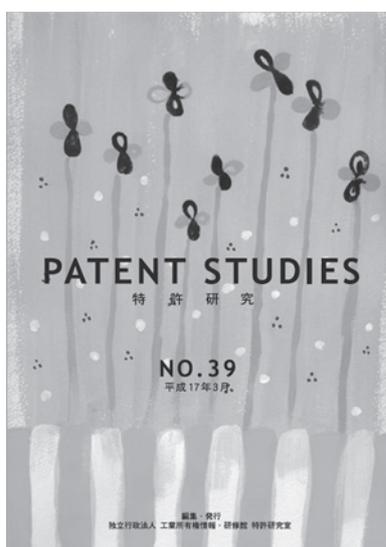
「本誌のねらいはいろいろありますが、この分野における諸先達ののこされた貴重な労作、資料などの所在とその内容を組織的、体系的に紹介することによって後に続く研究者の便をはかり、また新しい研究成果の発表の場を提供することがあげられます⁽⁶⁾。」

「特許研究」の表紙裏には、「本誌は、産業財産権制度に関する研究の重要性を御理解いただくとともに、同制度に関する基礎研究を活発にし、その基盤を整備していくことの一環として、研究に必要な資料の解析・紹介及び研究発表の場の提供を行うために発行するものです。」と記していますが、これは創刊時より現在まで変わらぬ目的です。

一方、第32号発行の際には、表紙デザインと誌面のサイズを変更（B5からA4に）しました。この表紙は、知的財産権をめぐる様々な分野の保護制度が幾重にも重なり合い醸成するハーモニーと、各分野の基礎研究の活性化



により知的財産権保護の基盤が整備され、それらが浸透し融合していく様子を表現しています。また、誌面の大きさは、目が疲れないように文字を大きくして、高齢化社会と情報化社会に対応するようにしたと説明されています⁽⁷⁾。



さらに、編集主体がINPITへと変わった第39号発行の際には、誌面のサイズはそのままに、現在まで続く表紙デザインへと変更しました。

この表紙デザインの四つ葉のクローバーは、知的財産立国の実現を目指す我が国が推進している知的財産の「創造」、「保護」及び「活用」とこれらを支える「人的基盤の充実（人材育成）」を象徴しています。これら四つが調和し知的創造サイクルが拡大循環することにより、イノベーションの芽を生み出す原動力となる様子を表現したものです。また、新しい人材が研修を通じて深い知識と広い視野を備えた専門家へと成長していくことへの期待も込められています。

4. 構成

創刊当時想定された掲載内容は、次のようなものです。

- ①論文及び研究・調査報告
- ②主要論文・主要図書等の解析・紹介
- ③内外国の主要判例の紹介
- ④貴重資料等の紹介（未公開文書の公開、外国語文献の翻訳等）
- ⑤産業財産権法制に関する情報（国内的なもの・国際的なもの・主要国のもの等）

しかし、ネットワーク化・デジタル化の進展に伴い、制度改正資料などを含む国内外の様々な資料等が作成者自身によりウェブ公開等されるようになりました。これら資料が容易に入手可能になったことで一部の内容は本誌掲載の必要性が薄れたこともあり、現在では基本的に次の掲載内容で構成しています。

巻頭言	知的財産関連の有識者による制度に係る提言等
論文	知的財産関連の法制度、判例、事例等に関する考察等
判例評釈	注目判例についての考察・紹介
情報	知的財産制度・関連法をめぐる国内外の情報紹介（関連府省の知的財産に係る取組の紹介等）

産業財産権制度普及誌ですので、知的財産制度の中でも特に産業財産権に係る内容を中心にしつつ、産業財産権（不正競争防止法を含む）に関わる範囲で、他の知的財産法や関連分野に関わるトピックも取り上げています⁽⁸⁾。

なお、投稿は受け付けておらず、特許研究室より執筆を依頼しご寄稿いただいております。

5. 発行状況

本誌は、年2回（9月・3月）の頻度で発行しており、1986年1月の第1号の発行以降、現在第74号まで発行を重ねてきました（2023年1月時点。同年3月に第75号発行予定）。

情報普及の観点から、発行後は国内の知的財産関連の有識者（研究者、実務家（弁護士、弁理士等）、国公立図書館、大学図書館、裁判所、関連府省、知財関連団体及び海外の知財関連機関や学術機関等）に対し、冊子を無償で寄贈しています。また、第39号以降は、発行と同時にINPITのウェブサイトでも全文を公開しています⁽⁹⁾。

6. おわりに

本誌が発行された1986年当時は、工業所有権を含む知的財産に関する刊行物は限られていましたが、知的財産人材が増加し、我が国が知財立国への歩みを進めていく中で、知的財産に特化した、または知的財産をテーマとして扱う雑誌が増えてきたことは、本誌創刊の観点からも大変喜ばしいことです。

本誌は今後も時代の流れやニーズに対応した充実した紙面づくりに取り組み、知的財産に関連する他誌の皆様とともに、知的財産関連の研究の活性化と発展に貢献したいと考えています。

(注)

- (1) 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成11年法律第201号）（第3条）
- (2) 本稿中には「工業所有権」「産業財産権」の語が混在しています。2002年の知的財産戦略大綱によって、国民の知的財産意識の向上のために、用語を「知的財産権」「産業財産権」に統一することとされ、「工業所有権」に替えて「産業財産」「産業財産権」という用語を使用することとされていますが、本稿では歴史的な説明部分に関しては、固有名詞や引用部分以外でも、参照した文献等で「工業所有権」の語が使用されている場合にはその表記を使用しています。
- (3) 万国工業所有権資料館工業所有権参考資料センター「工業所有権参考資料センターの収集資料について」特許研究第1号（1986年）54頁。
- (4) 同上；若杉和夫「工業所有権に関する研究所の必要性について」特許研究第2号（1986年）2頁。
- (5) 「編集後記」特許研究第1号（1986年）57頁。
- (6) 宇賀道郎「創刊にあたって—紺屋の白袴—」特許研究第1号（1986年）2頁。
- (7) 「編集後記」特許研究第32号（2001年）81頁。
- (8) 特許研究第2号から、表紙に「知的所有権の構造と展開」というサブタイトルが追加されました（第32号で表紙変更）。これは、誌名は「特許研究」としつつ、内容は知的所有権全体の中で工業所有権を位置付けていく姿勢を明示しようという意図によるものです（「編集後記」特許研究第32号（2001年）81頁）。現在でも同様の方針を維持しています。
- (9) INPIT「論文誌『特許研究』の編集・発刊」（<https://www.inpit.go.jp/jinzai/study/index.html>）（最終アクセス日：2023年1月31日）

（原稿受領 2023.2.8）